

事務事業等概要調書一覧表(住民生活に関係の深い事項)

住民生活に関係の深い事項	計 82 件 (100.0%)
<hr/>	
すり合わせが終了したもの	82 件 (100.0%)
<hr/>	
内訳	
1 市の制度に統合	46 件 (56.1%)
2 当面町の制度を変更し存続	10 件 (12.2%)
3 当面町の制度を存続	17 件 (20.7%)
4 町の制度を変更し存続	5 件 (6.1%)
5 町の制度を存続	1 件 (1.2%)
6 廃止	3 件 (3.7%)
<hr/>	
すり合わせ実施中のもの	0 件 (0.0%)

- (注1) 一覧表中、網掛けのある項目は、第2回事務事業調整本部会議で継続協議中として報告したものです。
- (注2) この一覧表は、別紙1-1「事務事業概要調書一覧表(全件リスト)」に掲載した事務事業等の内、静岡市と蒲原町の間で差があり、住民生活に特に関係の深い主な事項を抽出したものです。
- (注3) 一覧表左欄の「 」は、別紙1-1の「 」と対応しています。
- (注4) すり合わせ結果区分「4 町の制度を変更し存続」には、「当面町の制度を存続し廃止」も含まれます。

事務事業等概要調書(住民生活に係りの深い事項) 【1】行財政分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容
		静岡市	蒲原町		
47	A9050150-007. 情報公開制度	<p>情報公開手数料 無料 公開請求者 何人も 各課作成の行政資料を区地域総務課、公文書館、各市立図書館、県民サービスセンター、県立中央図書館に配置し、住民の利用に供している。 (備考) ・平成16年度実績 公開請求 181件 任意的公開 63件 情報提供 2,761件</p>	<p>情報公開手数料 1件 300円 公開請求者 蒲原町内に住所を有する個人及び蒲原町内に事務所若しくは事業所を置く法人その他の団体 (備考) ・平成16年度実績 公開請求 9件</p>	1	静岡市の制度に統一する。従って蒲原地区の最寄の窓口は清水区役所となる。
137	A9050120-055. 市・町有地使用料	<p>市有地を使用(行政財産の目的外使用)している法人・個人に対する使用料 使用料 ・土地・固定資産課税台帳価格に比準して算出した単位面積当たりの価格に100分の5を乗じて得た額に100分の105乗じて得た額(消費税法第6条の規定により非課税とされたものを除く。)に使用面積を乗じて得た額 ・建物・当該建物の適正な価格の単位面積当たりの価格×100分の5×100分の105×使用面積+当該建物の建物(市有地上にある建物の場合)面積に相当する土地の使用料相当額×100分の105×(当該建物のうち使用する面積/当該建物の延べ面積) ・土地及び建物以外のものにあつては、実情に応じて算出した額に100分の105を乗じて得た額 (平成17年度予算) 使用料 37,738千円 (備考) 各所管課において許可、調定、歳入</p>	<p>町有地を使用している法人・個人に対する使用料 使用料の額 ・電柱(支柱・支線)1本/年570円 ・電話柱1本/年210円 ・自動販売機使用表面積1㎡/月70円 (平成17年度予算) 使用料 268千円</p>	1	<p>静岡市の制度に統一する。ただし、編入前の蒲原町町有地使用料徴収条例の規定によりなされた使用許可については、静岡市条例の規定によりなされたものとみなす旨の経過措置をとる。 使用料についても許可期間満了までは据え置く旨の経過措置をとる。 合併後は、各所管課において行政財産として扱うことになるため、編入前に施設ごとで書面をとり直す。(ただし、許可期間は、現行のままとする。)</p>
178	A9051520-005. 市町県民税等口座振替	<p>市県民税(普通徴収)、固定資産税(土地、家屋、償却)、軽自動車税の口座振替事務 取扱金融機関:(市内)日本銀行を除く市内の銀行、信託銀行、信用金庫、静岡市農協、清水市農協、商工中金、県労働金庫、県信漁連、郵便局 (市外)静岡銀行外19金融機関 全期前納、再振替は実施していない。</p>	<p>町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税の口座振替事務 取扱金融機関:静岡銀行・清水銀行・富士信用金庫・するが路農協・静岡信漁連(由比港漁業協同組合蒲原支所)、郵便局</p>	1	<p>静岡市の制度に統一する。従って再振替は実施せず、口座振替不能通知書(納付書付)を発付することになる。 周知のため、18年度納税通知書発送時にパンフレット等を同封する。 事務担当課は収納対策課とするが、今後、蒲原地区出張所の機能・人員により詳細を協議する。</p>
185	A9051510-003. 所得税確定申告	<p>税務署が主催する所得税確定申告書受付補助。主に納税義務者の作成する確定申告書の記載方法の相談を行う。(当職員は直接作成しない。) (実施期間)2月16日～3月15日</p>	<p>名古屋国税局長の許可を得て、所得税確定申告等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談を行う。 (実施期間)2月16日～3月15日 (平成16年分申告者数) 所得税 1,498件 住民税 156件</p>	1	静岡市の制度に統一する。ただし、税務署との連絡調整及び住民への広報を十分に行う。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【1】行財政分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容
		静岡市	蒲原町		
198	A9051510-018. 課税台帳等の証明事務(固定資産関係)	各区税務課市税証明センター窓口で受付、端末入力により証明書等作成交付 ・評価証明(1筆・1棟で1件とし、最初の1件を300円。2件目以降につき100円加算) ・評価額証明書(登記用)無料 ・公課証明書(評価証明に含む) ・所有証明(評価証明に含む) 年間約20,000件	住民生活課窓口で申請受付、税務課で証明書等作成し交付 ・評価証明(1件につき300円)ただし1筆1棟増すごとに50円を加算 ・評価額通知書(登記用)無料 ・公課証明書(300円)1年度1通を1件 ・所有証明(300円)1年度1通を1件 年間約300件	1	静岡市の制度に統一する。
199	A9051510-019. 台帳(土地・家屋)閲覧事務(固定資産関係)	各区税務課市税証明センター窓口で申請受付、税務課で閲覧 ・台帳(土地・家屋)閲覧 1筆・1棟・種別をもって1件とし、最初の1件を300円。2件目以降1件につき100円加算 ・土地・家屋地番順一覧表 1冊につき300円 年間約5,050件(平成16年度)	住民生活課窓口で申請受付、税務課で閲覧 ・台帳(土地・家屋)閲覧 土地・家屋台帳各々 300円 年間約80件(平成16年度)	1	静岡市の制度に統一する。
201	A9051510-021. 地籍図の閲覧及び複写事務(固定資産関係)	各区税務課市税証明センター窓口で申請受付、税務課で複写し交付 ・地籍図 閲覧は無い ・地籍図 A3サイズ1枚につき300円 年間約5,460件(平成16年度)	住民生活課窓口で申請受付、税務課で複写し交付 ・地籍図 閲覧300円 ・地籍図 A3サイズ1枚につき20円(A1サイズは1枚100円) 年間約200件(平成16年度)	1	静岡市の制度に統一する。
208	A9052010-003. 原動機付自転車(125cc以下の二輪車)等のナンバープレートと標識交付証明書の発行及び廃車受付	原動機付自転車(125cc以下の二輪車)等のナンバープレートと標識交付証明書の発行及び廃車受付については各区役所税務課および支所の軽自・証明窓口で行う。 ・廃車受付の際に税金納入の確認は行っていない。 (平成16年度ナンバープレート、標識交付証明書の発行件数) 原付一種(50cc以下)8,190件、原付二種(90cc以下)603件、原付二種(125cc以下)912件、その他(フォークリフト等)256件、ミニカー32件	原動機付自転車(125cc以下の二輪車)等のナンバープレートと標識交付証明書の発行及び廃車受付については総合窓口である住民生活課で行う。 ・廃車受付の際は、税務課で税金納入の確認を行った後、廃車証明書を発行する。 (平成16年度ナンバープレート、標識交付証明書の発行件数) 原付一種(50cc以下)106件、原付二種(90cc以下)11件、原付二種(125cc以下)8件、その他(フォークリフト等)6件、ミニカー9件	1	静岡市の制度に統一する。(システムへの入力方法と処理体制は、最終的な蒲原地区出張所の業務の範囲内で協議する。)

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【2】健康・福祉分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		すり合わせ結果	
		静岡市	蒲原町	区	内 容
510	A9150145-022. 児童館、児童センター運営事業	児童センター5館、小型児童館3館の計8館 ・根 拠：児童福祉法に基づく児童厚生施設 ・運 営：静岡市社会福祉協議会に委託 ・休館日：月曜日（国民の祝日に当たる場合を除く）、第3日曜日、祝日の翌日 ・開館時間：9時から17時30分まで	白銀児童センター ・根 拠：児童福祉法に基づく児童厚生施設 ・運 営：町直営 ・休館日：日曜日、祝日 ・開館時間：9時から17時まで （11～3月は16時30分まで） （開館途中12時から13時まで閉館）	2	施設名称を「蒲原白銀児童館」に変更する。 市が公募で指定管理者を指定する平成20年度までに、直営から同制度に切り替える。 開館日・時間は静岡市の制度に統一する。
513	A9150145-025.		蒲原町児童館（蒲原町福祉センター内） ・根 拠：児童福祉法に基づく児童厚生施設ではない ・運 営：町直営 ・休館日：日曜日、祝日 ・開館時間：9時から17時まで （11～3月は16時30分まで）	3	事業実施要綱を定め、同センター内で児童館の事業を継続する。
515	A9150145-027. 児童クラブ事業	静岡地域 ・公設民営（静岡市社会福祉協議会に委託） ・開設時間：12時から18時まで （土曜日・学校休業日は8時30分から） 清水地域 ・公設民営（地区の青少年推進委員会に委託） ・開設時間：12時から18時まで（土曜日は未開設） （学校休業日は8時30分から）	蒲原町児童クラブ（白銀児童センター内） ・運営：公設公営（町直営） ・開設時間：13時から18時30分まで （土曜日・学校休業日は8時30分から）	2	運営は当初から業務委託とする。 開設時間は当面、町の制度を存続する。
516	A9150145-028. 児童クラブ保護者負担金	静岡地域 ・通常月9,500円（おやつ代含む） ・3、7月：12,000円、8月：14,000円 ・支払い困難と認めた場合の代負担制度があるが、適用事例無し 清水地域（各地区の運営委員会で決定） ・4,000～6,000円 ・おやつ代1,000～1,500円 ・減免の規定なし	白銀児童センター内の放課後児童クラブ（直営） ・保護者負担金 1人月額7,000円（おやつ代含む） ・以下の減免規定あり <全額免除> ・保護者が生活保護法の規定による保護を受けている場合 ・町長が経済的理由により保育料の納付が困難であると認めた場合 <一部免除>（該当児童1人につき4,000円免除） ・同一世帯で2人目以上の児童の場合 ・前年度町民税が非課税となる母子家庭等の場合	2	保護者負担金は当面、現行のとおりとする。 現在減免を受けている児童に限り、当該制度を2年間適用する。
517	A9150145-029. NPO法人放課後児童クラブ委託事業	未実施（NPOへの委託はなし）	西小学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブ（NPO法人に運営を委託） ・開設時間：13時から18時30分まで （土曜日・学校休業日は8時30分から） ・保護者負担金：1人月額7,000円（おやつ代含む） ・以下の減免規定あり <一部免除>（該当児童1人につき4,000円免除） ・同一世帯で2人目以上の児童の場合	4	NPO法人への委託を継続する。 保護者負担金は当面、現行のとおりとする。 現在減免を受けている児童に限り、当該制度を2年間適用する。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【2】健康・福祉分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容
		静岡市	蒲原町		
523	A9150145-003. 保育料金決定事務	18階層(以下 3歳児の例) ・階層A (生活保護世帯) : 0円 ・階層B (市民税非課税世帯) : 1,500円 ・階層C 1 (市民税課税世帯) : 7,000円 ・階層D 1~ (所得税64千円未満世帯) : 12,000円~ ・階層D 4~ (所得税64千円以上世帯) : 26,500円~ ・階層D 7~ (所得税160千円以上世帯) : 28,800円~ ・階層D 10~ (所得税408千円以上世帯) : 30,800円~ 兄弟同時入所の場合 ・第2子分は半額、第3子目以降は無料	7階層(以下 3歳児の例) ・第1階層(生活保護世帯) : 0円 ・第2階層(町民税非課税世帯) : 2,500円 ・第3階層(町民税課税世帯) : 9,500円 ・第4階層(所得税64千円未満世帯) : 20,000円 ・第5階層(所得税64千円以上世帯) : 24,000円 ・第6階層(所得税160千円以上世帯) : 25,000円 ・第7階層(所得税408千円以上世帯) : 26,200円 兄弟同時入所の場合 ・第2子分は半額、第3子目以降は1/10	2	静岡市の制度に統一する。 ただし、18~19年度は、合併前から継続して保育を受ける児童にのみ適用される、3歳未満児の料金表を別に定める。 (同一所得階層における合併前後の増加幅を最大でも1割に抑えるよう設定)
534	A9150145-015. 私立保育所延長保育事業	私立保育所(38園) ・延長保育時間: 30分(4園)、1時間(34園) ・18時以降の延長保育が有料(無料の保育所もあり)	私立梅花保育園 ・延長保育時間: 1時間 ・17時30分以降の延長保育が有料	1	静岡市の制度に統一する。(18時以降の延長保育を有料とする。)
538	A9150145-019. 他市町村保育園児童委託事業	市内保育所への通園が困難な場合、他市町村に児童の保育を委託 保育料の納入方法: 保護者が金融機関で現金納付	町内保育所への通園が困難な場合、他市町村に児童の保育を委託 保育料の納入方法: 保護者の口座から振替	1	静岡市の制度に統一する。
550	A9052510-017. 心身障害者扶養共済事業	静岡市中心身障害者扶養共済制度 ・保護者が一定の掛金を納付して、保護者が死亡し、又は重度障害となった場合に、残された障害者に対して年金が支給される。 ・市が掛金の徴収や年金の給付を仲介	静岡県心身障害者扶養共済制度 ・保護者が一定の掛金を納付して、保護者が死亡し、又は重度障害となった場合に、残された障害者に対して年金が支給される。 ・町が掛金の徴収や年金の給付を仲介 ・個人の掛け金の1/2を町が負担(平成16年度実績4人)	1	静岡市の制度に統一する。
551	A9052510-019. 障害者福祉年金扶助事業	未実施	精神又は身体に重度の障害を有する者で、かつ住民税非課税世帯に対して、年額36,000円の障害者福祉年金を支給(平成16年度実績94人)	4	当該制度は廃止する。 ただし、1年間に限り、現受給者に障害者福祉年金相当額を給付する。
554	A9052510-022. 日常生活用具給付事業	入浴補助用具や特殊寝台など基準品目に加え、以下の5品目を支給 ・パソコン特殊入力装置(肢体不自由者用) ・パソコン特殊入力装置(視覚障害者用) ・車椅子補助駆動装置(肢体不自由者用) ・車椅子段差解消装置(") ・ガス漏れ警報遮断装置(聴覚障害者用)	入浴補助用具や特殊寝台など基準品目を支給	1	静岡市の制度に統一する。
555	A9052510-023. 重度心身障害者医療費扶助事業	対象者 ・特別児童扶養手当の1級手当の支給対象児童 ・療育手帳Aの知的障害者 ・身体障害等級1~2級、内部障害3級の身体障害者(但し、65歳以上市民税課税世帯の入院費は対象外。内部障害3級の者は該当機能障害に係る保険診療が対象) ・重度心身障害児福祉手当の支給対象児童 ・療育手帳B・身体障害等級3級のいずれかの者の内、6歳以下の未就学児 所得制限 なし	対象者 ・特別児童扶養手当の1級手当の支給対象児童 ・療育手帳Aの知的障害者 ・身体障害等級1~2級の身体障害者 所得制限 あり(県の事務取扱要領)	1	静岡市の制度に統一する。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【2】健康・福祉分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		すり合わせ結果	
		静岡市	蒲原町	区	内 容
572	A9052510-034. 配食サービス事業	単価 市街地: 1食500円 山間地: 1食850円 自己負担額 250円(事業者に直接支払) 1日1食 週4回上限 日中独居高齢者は不可	単価 1食700円 自己負担額 460円(町で徴収し業者に支払) 1日1食 毎日可 日中独居高齢者でも可	2	静岡市の制度に統一する。 ○ただし、1年間に限り、町の制度を継続する(自己負担金は事業者に直接支払)。
577	A9052510-039. 寝具洗濯消毒乾燥事業	未実施	1回5,000円 本人負担 500円(1月1回) 県補助率 3/4	4	当該制度は廃止する。 ○ただし、1年間に限り、現在の利用者に対する制度を存続する。
583	A9052510-051. 敬老会事業	敬老祝金の支給(賀寿方式) ・喜寿(77歳) 5,000円 ・傘寿(80歳) 7,000円 ・米寿(88歳) 10,000円 ・卒寿(90歳) 10,000円 ・白寿(99歳) 20,000円 ・茶寿(108歳) 20,000円 祝金配布委託料 1人@150円(自治会連合会等へ委託) 記念品の贈呈 ・100歳到達者 肖像画・花束 ・101歳以上 10,000円相当の記念品 敬老行事(敬老会)の開催 ・各自治会連合会で実施。町内会・老人福祉施設等において9月上旬から10月中旬にかけて開催 開催にかかる経費に対する補助金 @2,500円×参加対象者数	敬老祝金の支給(16年度までは未実施で、17年度のみ実施) ・70~79歳 3,000円 ・80歳以上 5,000円 ・民生委員に配付を依頼(無償) 記念品等の贈呈 ・米寿 3,600円相当の記念品 ・80歳以上 760円相当のお菓子(女性の会が対象者に配布) ・出席者全員に弁当配布 370円相当 敬老行事(敬老会)の開催 ・町が実施 ・敬老会演芸委託料 1団体40,000円(5団体) (会へ加入している高齢者が出演)	1	静岡市の制度に統一する。
584	A9052510-052. はり・きゅう・マッサージ治療費助成事業	助成券を年間6枚交付(3,000円分の施術費に対し、利用者、市、協力施術者が1/3ずつ負担) 対象 75歳以上の高齢者	額面1,000円(内800円を町、200円を治療院が助成)の助成券を年間15枚交付(1回につき1枚利用可) 対象 71歳以上の高齢者(今後、75歳まで引上げ) ○視覚障害者の治療院に事務とりまとめ委託料を支出	1	静岡市の制度に統一する。
586	A9052510-060. 老人日常生活用具給付事業	未実施	電磁調理器 ・上限41,000円まで補助 ・前年所得税年額10千円以下 24,700円まで補助 ・前年所得税年額30千円以下 12,600円まで補助 ・前年所得税年額30千円超 全額自己負担 県補助率 2/3	6	当該制度は廃止する。
587	A9052510-061. 紙おむつ等支給事業	対象者 市民税非課税世帯の要支援以上の高齢者 支給内容 ・要支援~要介護2: 月額2,500円のおむつ券 ・要介護3~5: 月額5,500円のおむつ券 支給方法 利用者が薬局でおむつに引換え	対象者 要介護4以上の寝たきりの高齢者 支給内容 ・紙おむつ・パット・紙パンツの内から2セットを支給 支給方法 民生委員が配付	1	静岡市の制度に統一する。
588	A9052510-062. 緊急通報システム扶助事業	利用料 回線異常確認用の通話料(1日10円)のみ ○対 象 65歳以上で市民税非課税世帯のひとり暮らしの高齢者	利用料 回線異常確認用の通話料(1日10円)の他 ・非課税世帯 1月の利用料の15% ・上記以外の世帯 1月の利用料の30% ○対 象 65歳以上のひとり暮らしの高齢者	1	静岡市の制度に統一する。
589	A9052510-063. ねたきり老人等介護手当事業	未実施	月の1/2以上の日を在宅で介護した介護者に対し手当を支給 ・対象: 要介護4以上の在宅のねたきり老人又は認知症老人の介護者 ・金額: 月額5,000円(平成16年度実績 357月 66人)	4	当該制度は廃止する。 ○ただし、2年間に限り当該制度を存続する。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【2】健康・福祉分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容
		静岡市	蒲原町		
670	A9052520-007. 成人健康教育事業	個別健康教育: 禁煙 集団健康教育: 生活習慣病予防健康教室、所外健康教育、男の料理教室、生活習慣病予防健康づくり実技、禁煙教室、元気はつらつ運動教室、A型リハビリ 等	個別健康教育: 禁煙、耐糖能異常 集団健康教育: 操体法教室、骨粗鬆症予防教室、病態別料理教室、はつらつ運動教室 等	1	静岡市の制度に統一する。
672	A9052520-009. 基本健康診査・肝炎ウイルス検診	基本健康診査 ・対象者: 35歳以上の者 ・自己負担金: 1,500円 ・実施方法: 集団、一括、個別 肝炎ウイルス検診 ・対象者: 40～70歳の5歳毎節目年齢者及び要指導者 ・自己負担金: 1,000円	基本健康診査 ・対象者: 40歳以上の者 ・自己負担金: 1,000円 ・実施方法: 集団のみ 肝炎ウイルス検診 ・対象者: 40歳以上の5歳毎節目年齢者及び要指導者 ・自己負担金: なし	1	静岡市の制度に統一する。
673	A9052520-010. 大腸がん検診事業	対象者: 40歳以上の者 自己負担金 ・集団200円(市内の総合病院・検診センターの検診車等) ・個別400円(市内開業医、清水区の総合病院、清水医師会健診センター等)	対象者: 40歳以上の者 自己負担金 ・集団500円	1	静岡市の制度に統一する。
674	A9052520-011. 胃がん検診事業	対象者: 35歳以上の者 自己負担金 ・集団間接撮影(市内の総合病院・清水医師会検診センターの検診車等) 500円 ・一括間接撮影(江尻掖済会) 500円 ・個別直接撮影(市内開業医、清水区の総合病院等) 1,900円	対象者: 35歳以上の者 自己負担金 ・集団間接撮影 1,000円	1	静岡市の制度に統一する。
675	A9052520-012. 婦人科検診	乳がん検診 ・対象者: 40歳以上の者(隔年) ・内容: マンモグラフィ、視触診 自己負担金: 2000円 子宮がん検診 ・対象者: 20歳以上の者 ・内容: 頸部のみ実施 自己負担金 個別(市内開業医、清水区の総合病院) 1,100円 一括(葵・駿河区の総合病院) 900円 集団(葵・駿河区の総合病院の検診車、清水医師会健診センター) 800円	乳がん検診 ・対象者: 視触診30歳以上、マンモグラフィ40歳以上(隔年) ・内容: マンモグラフィ、視触診 自己負担金: 1,500円、700円 子宮がん検診 ・対象者: 20歳以上の者 ・内容: 頸部のみ実施 自己負担金 一括 1,300円	1	静岡市の制度に統一する。
676	A9052520-013. 肺がん検診事業	対象者: 40歳以上の者 自己負担金 300円(喀痰検査)	対象者: 40歳以上の者 自己負担金 500円(喀痰検査)	1	静岡市の制度に統一する。
677	A9052520-014. 前立腺がん検診	対象者: 50歳以上の者 自己負担金 1,000円	対象者: 55歳以上の者 自己負担金 なし(平成15～17年度は山梨医科大学の広域研究に協力しているため)	1	静岡市の制度に統一する。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【2】健康・福祉分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容
		静岡市	蒲原町		
679	A9052520-016. 幼児歯科保健事業	○フッ素洗口事業 ・対象: 4～5歳児 (公立、私立保育園で実施) ・実施方法: 薬剤調合を薬剤師会に委託 フッ素塗布事業 ・対象: 1～6歳児 ・徴収金: 1回1,050円(歯科医師会に支払い) ・実施方法: 補助事業として歯科医師会が実施	○フッ素洗口事業 ・対象: 年長～小6 (町内全幼稚園、保育園、小学校で実施) ・実施方法: 町が直接実施 フッ素塗布事業 ・対象: 1歳半～3歳児(この期間に4回) ・徴収金: 初回のみ150円(町に支払い) ・実施方法: 町が直接実施	2	フッ素洗口事業は委託に切り替えて実施する。 フッ素塗布事業は現行のとおり実施する。
685	A9052520-024. 乳幼児健康相談事業	6か月児育児相談 ・原則として毎月1回実施	2か月児健康相談 5か月児離乳食健康教室 2歳6か月児健康相談 ・いずれも毎月1回実施	1	○静岡市の制度に統一する。 2か月児健康相談、2歳6か月児健康相談を廃止して、対象児を決めない育児相談にする。 5か月児離乳食健康教室は、離乳食づくり方教室・5～6か月児育児相談にする。
693	A9052520-032. 乳幼児医療費助成制度	入院(0歳～未就学児): 自己負担なし 通院(1歳未満児): 自己負担なし (1歳～未就学児): 自己負担1回500円 (月4回上限)	入院(0歳～未就学児): 自己負担なし 通院(1歳未満児): 自己負担なし (1歳～未就学児): 自己負担なし	2	静岡市の制度に統一する。 ただし、1歳～未就学児の通院費については、1年間に限り、申請に基づき自己負担額を償還する。
713	A9052510-075. 特定疾病患者等扶助事業	未実施	県の特定疾患受給者証の交付を受けた者等が町に認定申請し、認定者に対して月額6,000円を支給 (平成16年度実績 33人)	6	当該制度は廃止する。
716	A9052520-019. 予防接種事業	集団接種 ・種類: ポリオ(旧静岡地区のみ) ・場所: 旧静岡地区の7保健福祉センター他 個別接種 ・種類: 3種混合、2種混合、ポリオ(清水区)、 BCG、麻疹、風疹、日本脳炎、 高齢者インフルエンザ予防接種 ・場所: 市委託医療機関	集団接種 ・種類: ポリオ、2種混合2期、BCG、 日本脳炎2期・3期 ・場所: 保健センター(乳幼児)、各小中学校(学童・生徒) 個別接種 ・種類: 3種混合、麻疹、風疹、日本脳炎1期、 高齢者インフルエンザ予防接種 ・場所: 町委託医療機関	2	○ポリオは集団接種で当面継続するが、 それ以外は個別接種に切り替える。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【3】文化・学習分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容
		静岡市	蒲原町		
1177	A9150110-006. 奨学資金貸付事業	対象 市内に住所を有する者で学校等に在学し、修学に堪え得る者 貸付額 ・大学生 月額 20,000円(月額) ・短大生 月額 15,000円(月額) ・高校生 月額 8,000円(月額) 貸付期間 正規の修業期間 利息 なし 返還期間 貸付期間の2倍の年限以内 静岡市篤志奨学金との併用不可	対象 経済的理由により修学困難な者 貸付額 ・大学生600,000円以内(年額) ・高等専門学校生300,000円以内(年額) ・高校生300,000円以内(年額) 貸付期間 ・正規の修業期間 利息 なし 返還期間 貸付期間終了6ヵ月後から10年以内 他奨学金制度との併用可	2	現在、奨学金の貸与を受けている者は、正規の修業期間まで町の制度を存続する 来年度以降、新規に貸与する者については、市の制度に統一する
1185	A9150120-016. 小学校給食運営事業	旧静岡地区 給食センター方式 旧清水地区 単独調理方式	東西小学校 単独調理方式	3	当面、現行どおり
1187	A9150120-018. 中学校給食運営事業	旧静岡地区 給食センター方式 旧清水地区 校外調理方式	蒲原中学校 単独調理方式	3	当面、現行どおり
1203	C9150150-001. 謄・複写印刷手数料徴収金(公民館)	コピー 1枚10円 印刷機 ・マスター1枚50円 ・インク代10枚につき10円	コピー 1枚20円 印刷機 (2×印刷枚数+100円)×1.5 その他特殊紙、両面印刷などの場合は別計算。料金は公民館窓口で徴収	1	静岡市の料金に統一 コピー 1枚10円 印刷機 ・マスター1枚50円 ・インク代10枚につき10円
1219	C9150160-002. 複写印刷手数料徴収金(図書館)	普通紙白黒複写 10円/枚 カラー(御幸町のみ)50円/枚 マイクロフィルム複写 20円/枚	複写印刷モノクロ 20円/枚 カラー 100円/枚	1	静岡市の料金に統一 普通紙白黒複写10円/枚 カラー(御幸町のみ)50円/枚 マイクロフィルム複写20円/枚

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【4】生活環境分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容
		静岡市	蒲原町		
214	A9050110-027. コミュニティ施設整備費事業	補助対象 ・自治会等が実施する集会所の建設、修繕等 補助率 ・事業費の70%を補助。(世帯数による補助対象限度面積、㎡単価の上限あり)	補助対象 ・町内のコミュニティ組織が実施する 地区集会所 コミュニティ広場 スポーツ・レクリエーション設備 その他の施設整備事業に要する経費(用地費等は除く。) 補助率 ・事業費の1/3 限度額 ・ 1,000万円 500万円 300万円	3	当面町の制度を存続するが、3年後に町制度を廃止のうえ静岡市制度に統合。
266	D9050120-080. 各区(自治会)防犯街灯電気料助成金	補助対象 ・自治会等で管理している防犯灯の維持費。 ・中部電力の9月分領収証の金額(うち公衆街路灯契約を結んでいる防犯灯を対象)×12	補助対象 ・自治会が管理する防犯街灯の電気料。 ・中部電力の9月分の請求金額×12ヶ月×3/4	3	当面町の制度を存続するが、3年後に町制度を廃止のうえ静岡市制度に統合。
221	A9050120-079. 町内防犯街灯修繕料		補助対象 町内全域の防犯街灯の故障・球切れの修繕。 ・故障・・・100W、20W共に町負担。 ・球切れ・・・100Wは町負担、20Wは自治会負担。	3	当面町の制度を存続するが、3年後に町制度を廃止のうえ静岡市制度に統合。
222	A9050120-082. 町内防犯街灯設置事業	補助対象 ・自治会等が実施する防犯灯の整備事業 40W未満14,000円 40W以上18,000円 ポールを伴う場合10,000円加算	住民及び区(自治会)長からの申請により町負担により設置。	3	当面町の制度を存続するが、3年後に町制度を廃止のうえ静岡市制度に統合。今後、区(自治会)への移管を進める。
236	A9052010-010. 印鑑登録事務と印鑑登録証明書発行	印鑑登録申請書と印鑑原票は同じ 印鑑登録原票の一部を電算により作成 印鑑登録証を交付 登録手数料 300円、再登録の制度なし(廃止又は亡失 新規登録) 自動交付機有り	申請書と印鑑原票を区別 印鑑登録原票の一部を電算により作成 印鑑登録証発行 ・登録手数料(新規登録:無料 再登録:400円) 自動交付機無し	1	静岡市の制度に統一する。併せて市民カードの取扱いも静岡市のみにあるものであり同様。 蒲原町で交付した印鑑登録証は合併後も使用可能とする。当該原票の管理は旧蒲原町の原票、新規に登録した原票ともに清水区で管理する。
237	A9052010-011. 埋火葬許可事務	静岡市静岡斎場を使用する墓区戸籍住民課への申請のみ火葬予約システムを使用、それ以外は戸籍総合システムを使用し埋火葬許可証の作成を行う。(但し、夜間休日の宿直室においては手書きにて対応)	埋火葬許可申請書及び許可証(斎場使用や霊柩自動車使用許可も含む。)の発行。 埋火葬許可申請書は住民生活課で手書き処理。 休祭日の受付は、宿直者が手書きにて処理。斎場は、庵原斎場のみ。	1	使用する斎場に応じて、火葬予約システム、戸籍総合システムへのワープロ入力又は手書きとする。
238	A9052010-012. 斎場使用及び霊柩自動車使用の予約	予約方法 ・静岡斎場については、電話予約システムによる予約方法と墓区戸籍住民課における窓口予約 ・清水斎場については清水区戸籍住民課における電話予約(時間外は宿直室にて対応)による受付を行う。	予約方法 ・平日の午前8時30分から午後5時まで・・・斎場使用者が庵原郡環境衛生組合に電話で予約をする。 ・平日の時間外及び休祭日・・・斎場使用者が電話連絡により蒲原町の宿直者へ予約し、庵原郡三町分のとりまとめを行なっている。 住民生活課窓口は、死亡届出の際、斎場使用者に確認し埋火葬許可証を作成、庵原郡環境衛生組合に再度確認の電話を入れる。	3	予約方法は使用する斎場に応じて行なう。 静岡斎場は火葬予約システムにて予約、清水斎場は清水区役所へ電話連絡にて予約、庵原斎場は従来どおり、一部事務組合(蒲原支所)へ電話連絡にて予約。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【4】生活環境分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		すり合わせ結果	
		静岡市	蒲原町	区	内 容
240	A9052010-014. 霊柩自動車の運行	静岡市斎場及び霊柩自動車の利用予約を基に、斎場利用許可証並びに霊柩自動車の利用許可証(斎場までの片道のみ)の交付を行う。 死亡届出時に埋火葬許可証と同時に行い、斎場使用料又は霊柩自動車使用料をあわせて受ける。	一部事務組合(庵原郡環境衛生組合)事業 ・霊柩自動車1台(4~5人用)迎いの使用 ・使用料(1回1,000円)使用者負担 使用者の受付は、役場窓口で死亡届出時埋火葬許可と同時にを行う。	3	静岡斎場及び清水斎場も現状距離によってその運行範囲を限定しており、蒲原の区域までは運行しない。 静岡市斎場を利用する際は許可申請時に使用料を収納する。
265	D9050120-017. 区民(自治会)活動障害保険助成事業	市が主催する行事、または市民団体・市の管理下にある個人によるボランティア活動に参加している住民が急激かつ偶然な外来の事故について、市に法律上の賠償責任の有無に関係なく、市が支払う補償金(見舞金)をてん補する保険(ボランティア保険)を実施。	自治会の活動や各種行事へ参加することができるよう町的全額補助により障害保険に加入。	3	自治会に対する他の補助金の扱いと同様、3年後をめどに町制度を廃止する。ただし、現状の静岡市が実施する市民総合賠償補償保険(ボランティア保険)は、賠償責任保険とセットのため合併後全域で適応される。
282	A9050140-010. 町民交通傷害保険	・旧静岡市は、平成10年度をもって廃止。 ・旧清水市は、平成13年度をもって廃止。	町民の相互協力による交通傷害保険 ・引受保険会社・・・東京海上日動火災保険㈱ ・保険料・・・保険料は過去の支払保険金などを参考に算出される	6	新規受付事務(募集事務)は、実施しない。保険金の請求事務が発生するので経過措置として2年間事務を実施する。
284	A9052030-033. 消費生活相談	悪質商法等の消費生活相談業務 解決に必要な斡旋等を行なう。 内容を消費生活相談カード直接作成システムに記録し、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を通じて国民生活センターに伝送する。	悪質商法等、消費生活相談業務。 県中部県民センターへの連絡 PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)には接続されていない。	1	静岡市の制度に統一する。 ・窓口は現行どおり、本庁の消費生活センター及び清水区役所内の消費生活センター清水窓口の2ヶ所とする。 ・出張所への来庁者には取次ぎが出来るような対策を講ずる。
288	A9052030-047. 個人情報保護に係る苦情相談窓口事務	平成17年4月1日の個人情報保護法の施行に伴い、消費者からの個人情報に関する苦情相談業務。 解決に必要な斡旋等を行なう。 内容を消費生活相談カード直接作成システムに記録し、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を通じて国民生活センターに伝送する。	平成17年4月1日より個人情報保護法の施行に伴い、これに係る苦情相談業務を行う。	1	静岡市の制度に統一する。 ・窓口は現行どおり、本庁の消費生活センター及び清水区役所内の消費生活センター清水窓口の2ヶ所とする。 ・消費生活センターにおいては、事業者からの相談があった場合は、市総務課、監督官庁等を案内する。
303	A9052010-031. 国民健康保険証の資格得喪失記載事務	区役所での受付 ・国民健康保険の資格得喪失の受付・国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の交付及び再交付の申請受付支所での受付 ・国民健康保険の資格得喪失の受付(退職者医療を除く) ・国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の交付及び再交付の申請受付(遠隔地用被保険者証の交付及び再交付を除く。即日交付できない。) 市民サービスコーナーでの受付 ・国民健康保険の加入・脱退の届出受付	役場総合窓口により、国民健康保険証の資格得喪失等の受付及び保険証の交付事務を実施。(それ以外の国民健康保険関連事務は健康福祉課国保担当が実施)	3	蒲原出張所の国民健康保険関連事務の窓口は1ヶ所とし、区役所で実施している業務を取扱う予定。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【4】生活環境分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容
		静岡市	蒲原町		
308	A9052020-005. 年金相談	社会保険庁の職員派遣はなく、各種年金相談及び受付はしていない。 職員が、国民年金の相談及び受付手続きを受付けている。(随時)	社会保険事務所から職員を派遣により実施。 相談内容等 ・各種年金の相談受付 ・国民年金以外の年金手続き。 実施回数 ・毎月2回	5	社会保険事務所から蒲原町へ職員を派遣してもらい、各種年金の相談受付及び国民年金以外の年金手続きを受付ける。(月2回)
311	A9052510-103. 高額医療費資金貸付事業	貸付対象 ・高額療養費及び出産費に該当すると見込まれ、保険料に滞納のない世帯 貸付方法 ・貸付制度をとってはいるが、医療機関からの委任状、世帯主の同意書により、貸付金は高額療養費確定後、直接医療機関の口座に振込みを行い、また返済に関しても、申請者の手を介さず、高額療養費がそのまま返済に充てられる。	貸付対象 ・高額療養費の支給を受けることが見込まれる者(国保以外の健康保険の被保険者を含む。) 貸付期間 ・高額療養費支給を受けるまでの間 貸付方法 ・現金給付又は指定口座への振込	1	静岡市の制度に合わせ、出産費も貸付対象とし、受付は国保主管課で、貸付対象も国保加入者に限る。
329	A9052530-018. 国民健康保険人間ドック等	助成の対象者 ・30歳以上の者(1年以上継続加入で滞納のない者) 検査医療機関 ・人間ドック・・・15ヶ所 ・脳ドック・・・9ヶ所 助成額 ・人間ドック等の受診に要する費用の7割に相当する額 募集方法 ・市広報(4月15日号)に掲載	助成の対象者 ・35歳以上の者 検査医療機関 ・人間ドック・・・共立蒲原総合病院 ・脳ドック・・・共立蒲原総合病院、富士脳障害研究附属病院 助成額 ・人間ドック等の受診に要する費用の7割に相当する額 募集方法 ・町広報(人間ドックは5月号、脳ドックは8月号)に掲載。	1	対象者、実施期間、実施方法等については、静岡方式に統一。 ・合併後は人間ドック実施機関として「共立蒲原総合病院」を追加。 ・脳ドック実施機関として「共立蒲原病院」及び「富士脳障害研究所附属病院」を追加する。なお、「富士脳障害研究所附属病院」については、現時点では静岡市が指定する検査項目に対応できていないが、合併後は対応する。
337	A9052530-026. 国民健康保険税口座振替	口座振替希望者に静岡市指定金融機関等に対して口座振替依頼書を提出してもらう。 再振替は行っていない。	申し込み方法 ・町指定金融機関等(静岡銀行・清水銀行・するが路農協・富士信用金庫・県信魚連・蒲原郵便局)又は町に依頼書を提出。 再振替 ・納期日の10日後に実施。	1	再振替は行わない。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【4】生活環境分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容
		静岡市	蒲原町		
446	A9052030-013.1 資源ごみリサイクル活動 奨励金	町内会又は自治会などの集団資源回収事業に協力の団体に対し、基本額・世帯割額及び回収した資源ごみ(空き缶、空きびん)の数量に応じて交付する。 交付対象品目・奨励金 ・(葵区・駿河区) 空き缶 2円/kg : 空きびん 1円/kg ・(清水区) 基本額: 1自治会 10,000円(西久保60,000円、袖師40,000円、横砂80,000円)、世帯割額@140円×自治会加入世帯数、数量額 一升ビン 10円/1本 : ウィスキーびん 5円/1本 : ビールびん 4円/1本 : 再生びん 1円/1kg : 空き缶 1袋/22円	交付団体 ・町内の自治会、こども会、PTA、女性団体など 交付対象品目 ・新聞紙、雑誌、段ボール、古布、アルミ缶等及び牛乳パック 奨励金 ・アルミ缶等 15円/kg ・その他のもの 3円/kg	1	町内会又は自治会などの集団資源回収事業に協力の団体に対し、回収した資源ごみ(空き缶、空きびん)の数量に応じて新たに奨励金を交付する。(葵区・駿河区と回収方法が同一のため、葵区・駿河区の奨励金額と同様とする) 空き缶 2円/kg・空きびん 1円/kg ・アルミ缶に対し支給していた奨励金(15円/kg)は廃止する。 ・奨励金の交付方法は、回収量を各町内会の世帯数をもとに按分し算出する。
447	A9052030-013.2	町内会、自治会、子供会などの団体が資源として再利用できる古紙類及び繊維類を回収し、古紙回収業者に引渡し重量等により交付する。 奨励金 ・重量分 5円/kg ・定額分 2,000円/月(3ヶ月以降)		1	重量分 3円/kgを静岡市の単価に改正し、5円/kgとする。定額分(3ヶ月以降、月額2,000円)も適用する。
448	A9052030-014. ごみ減量化推進事業費補助(生ごみ処理機等)	補助対象 生ごみ処理容器及び機器を購入して設置した者 補助率 ・電気式生ごみ処理機器 購入費の1/3以内 ・生ごみ堆肥化処理容器 購入費の2/3以内 限度額 ・電気式生ごみ処理機器 30,000円 ・生ごみ堆肥化処理容器 3,000円	補助対象 ・ごみ減量化推進事業を積極的に実施する住民が、容器及び機器の購入に対する経費 補助率 経費の70% 限度額 ・生ごみ処理容器 8,000円 ・ぼかし容器 2,000円 ・生ごみ処理機器 50,000円	1	静岡市の制度に統一する。
452	A9052030-026. ごみ指定袋に関すること	市の指定袋・認定袋は処理手数料無料 〔家庭用ごみ袋〕大45 [㍉] 長さ800mm×折径650mm厚さ0.03mm・小20 [㍉] 長さ450mm×折径650mm厚さ0.025mm ポリエチレン製の透明 〔レジ袋〕家庭用ごみ袋の寸法を超えないもの 要綱に基づくカット及び表示の記載 ポリエチレン製の透明	可燃ごみは、町指定袋(有料)でごみ集積所に排出。 指定袋販売料金(処理手数料) ・大(45 [㍉]) 25円 中(30 [㍉]) 20円 小(20 [㍉]) 15円 指定袋販売店 ・町内外58店舗で販売(申請により町長が承認)	1	静岡市の制度に統一する。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【4】生活環境分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容																												
		静岡市	蒲原町																														
458	D9052030-002. 合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<p>補助対象 市内の下水道認可区域外、集落排水事業採択区域外の区域において、浄化槽の設置及び単独浄化槽からの設置替えをする者</p> <p>補助額</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>新規</td> <td>付け替え</td> <td>特定地域</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>177,000円</td> <td>442,000円</td> <td>542,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>205,000円</td> <td>513,000円</td> <td>613,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>255,000円</td> <td>648,000円</td> <td>748,000円</td> </tr> </table>		新規	付け替え	特定地域	5人槽	177,000円	442,000円	542,000円	7人槽	205,000円	513,000円	613,000円	10人槽	255,000円	648,000円	748,000円	<p>補助対象 町内の集落排水実施区域を除く全域において、浄化槽の設置及び単独浄化槽からの設置替えをする者</p> <p>補助額</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>新規</td> <td>付け替え</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> <td>442,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>411,000円</td> <td>513,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>519,000円</td> <td>648,000円</td> </tr> </table>		新規	付け替え	5人槽	354,000円	442,000円	7人槽	411,000円	513,000円	10人槽	519,000円	648,000円	2	静岡市の制度に統一する。ただし、新規設置分について、周知期間として1年間は町の補助額を適用する。
	新規	付け替え	特定地域																														
5人槽	177,000円	442,000円	542,000円																														
7人槽	205,000円	513,000円	613,000円																														
10人槽	255,000円	648,000円	748,000円																														
	新規	付け替え																															
5人槽	354,000円	442,000円																															
7人槽	411,000円	513,000円																															
10人槽	519,000円	648,000円																															
463	A9052030-001. 可燃ごみ収集運搬業務	<p>葵区・駿河区の指定集積所11,959箇所及び清水区の指定集積所2,577箇所を月木、火金、水土の3地域に分けて直営(3センター)、委託4業者により収集し、市内の3清掃工場に搬入。</p> <p>収集日(年末年始を除く月曜日から土曜日)</p>	<p>町内の指定ごみ集積所236箇所を、月・木収集地域、火・金収集地域の2地域に分け、町職員5名が収集している。なお、シルバー人材センターから1~2名作業員の派遣を委託している。</p> <p>収集日(年末年始、祝祭日を除く月・火・木・金曜日)</p>	3	現清掃事務所は清水区の清水収集センターの仮称「蒲原分室」として存続し、分室の管理事務を当該分室で行う予定。収集日は、現行どおり。																												
464	A9052030-002. 不燃ごみ収集運搬業務	<p>回収方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葵区(山間地を除く)、駿河区及び清水区の各家庭から月1回、電話申し込みにより登録された品目を戸別に伺って収集。 ・葵区山間地は直営(3センター)と葵区山間地の委託1業者により月1回、回収。 ・びん、缶類は別に資源回収している。 	<p>回収方式 ステーション方式:委託(指定ごみ集積所236箇所)</p> <p>回収品目及び回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かん類(年間13回)、大型不燃物(2ヶ月に1回)、ガラスビン類(年間7回)、セト物類(3ヶ月に1回) 	3	不燃ごみの収集運搬は現行どおり。戸別収集は、合併時一元化を行わず、新システムの導入時に蒲原町も不燃・粗大ごみ収集運搬として実施する。町(清掃事務所)に持込まれた大型可燃ごみは収集業務課が運搬委託する。																												
466	A9052030-004. 古紙類収集運搬業務	<p>回収方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式(葵区山間地は拠点方式) <p>回収回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葵区・駿河区は1地区とし隔月で、清水区は2地区に分けて月1回、業者委託により収集運搬している。 	<p>回収方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式:直営(指定ごみ指定集積所236箇所) <p>回収回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間8回 <p>古紙類等の売上金は、トレット[®]-パ[®]-等に交換し、公共施設に配布する。</p>	3	業者委託は戸別収集が始まるとき行なう。町では売上金をトレットペーパー等にして配布することは、合併に伴い廃止する。																												
1043	A9300110-012. 水道使用料金	使用水量により賦課・徴収	使用水量により賦課・徴収	3	当面町の制度を存続 ・静岡市水道事業基本構想および同基本計画(第1次)に基づき、今後予定している水道料金体系一元化により統合する。																												
1044	A9300110-013. メーター使用料金	<p>旧静岡市 口径13~150ミリにおいて、メーターの口径別に「基本料金」を定め、水道料金として徴収している。</p> <p>旧清水市 口径40ミリ以上において、メーターの口径別に「大口口径施設特別使用料」を定め、水道料金として徴収している。</p>	<p>水道使用料金と合算して徴収している。</p> <p>口径別メーター使用料金(2ヶ月)</p> <table border="1"> <tr> <td>13mm</td> <td>100円</td> <td>20mm</td> <td>200円</td> <td>25mm</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>340円</td> <td>40mm</td> <td>400円</td> <td>50mm</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>3,200円</td> <td>100mm</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	13mm	100円	20mm	200円	25mm	240円	30mm	340円	40mm	400円	50mm	2,800円	75mm	3,200円	100mm	4,000円			4	静岡市・蒲原町双方の電算システムが継続使用するため現行のとおりとする。ただし、蒲原地区におけるメーター使用料金は「水道料金」として使用者から徴収することとする。										
13mm	100円	20mm	200円	25mm	240円																												
30mm	340円	40mm	400円	50mm	2,800円																												
75mm	3,200円	100mm	4,000円																														

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【4】生活環境分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

	調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容
			静岡市	蒲原町		
1053	A9300110-016.	水道料金口座振替事務	定例振替日(16日) 再振替日(3日)	定例振替日(月末) 再振替日(納期日の10日後)	3	当面現行の制度を継承する。 (金融機関との協議が整えば、合併時において市の制度に統一する場合あり)
1058	A9300110-021.	水道各種届出手数料	水道使用の証明をする場合の手数料 @300円/件	届出により使用者の指定の日に給水栓を開閉する手数料 ・開始、中止、廃止手数料・・・各500円 ・各種証明手数料・・・300円	1	蒲原町のみ徴収している給水使用開始及び中止又は廃止手数料については、合併後は徴収しない。 蒲原町の各種証明手数料については、静岡市の水道使用の証明手数料と同一内容のため静岡市の項目に取り込む。 それぞれの区域に料金端末機及びプリンターを設置し、窓口対応できるように市民サービスを図る。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【5】産業・経済分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		すり合わせ結果	
		静岡市	蒲原町	区	内 容
726	A9051060-001. 中小企業事業資金利子補給・融資審査事業	市内中小企業者向け制度融資において利子補給金を交付する。 種類 短期経営改善資金、小口資金 融資利率 短期 1.3%、小口 1.5%(H16年度実績)	市内中小企業者向け制度融資において利子補給金を交付する。 種類 短期経営改善資金、小口資金 融資利率 短期 1.5%、小口 1.8%(H16年度実績)	1	静岡市の制度に統一する。
786	A9051060-038. 八子等駆除事業(蜂捕獲処理委託業務)	捕獲対象 みつばち(分蜂した群、巣)、すずめばち(巣)(公共施設、民家等ともに対象)	捕獲対象 公共施設・公共用地内にできた蜂の巣、八子の群れ(民家等は対象外)	1	静岡市の制度に統一する。

事務事業等概要調書(住民生活に関係の深い事項) 【6】都市基盤分野

すり合わせ結果区分: 1=市の制度に統合、2=当面町の制度を変更し存続、3=当面町の制度を存続、4=町の制度を変更し存続(当面存続し廃止も含む)、5=町の制度を存続、6=廃止

調書番号	事務事業等の名称	現 状		区	すり合わせ結果 内 容
		静岡市	蒲原町		
909	A9053020-043. 狭あい道路拡幅整備に関する指導要綱に関する事務	道路後退用地の確定・明確化、助成金の交付、道路の築造等 ・道路後退用地 寄附 ・助成等の内容確認方法 内容確認書の取り交わし	指導要綱に基づく測量、道路拡幅整備、物件補償等 ・道路後退用地 基準価格による譲渡 ・助成等の内容確認方法 用地売買契約の終結	1	合併前の1年間(平成17年度)に蒲原町で受付けた事業申出が、合併後の静岡市においても効果を有するように、1年間の経過措置として要綱に規定する。
912	D9053020-002. ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金	撤去 ・限度額 10万円 ・対象 市内のブロック塀等 ・避難路・避難地沿い緊急改善 ・限度額 25万円 ・対象 市防災計画による緊急避難路・避難地沿いのブロック塀等に限る	撤去 ・限度額 10万円 ・対象 道路沿いのブロック塀等に限る ・避難路・避難地沿い緊急改善 ・限度額 25万円 ・対象 町防災計画による緊急避難路・避難地沿いのブロック塀等に限る	1	静岡市の制度に統一し、撤去事業の補助対象となるブロック塀を拡大する。
913	D9053020-003. 木造住宅耐震補強事業費補助金	・限度額 1棟あたり 30万円 高年齢者等上乘せ 20万円	・限度額 1棟あたり 60万円 高年齢者等上乘せ 20万円	3	蒲原町の区域については、30万円の単独上乘せを平成18年度末までの1年間に限り、周知期間として存続する。
918	B9053020-005. 市(町)営住宅の使用料	・家賃 場所、建物等により異なる	・家賃 場所、建物等により異なる	1	・家賃 静岡市の算出方法を適用する。合併によって上がらないよう調整する。
934	B9053010-001. 道路等占用使用許可及び工事施行承認	静岡市の区域内における静岡市が道路管理者として管理する道路について、工作物等による占用及び道路構造物に関する工事等の承認を行う。 占用料 ・電柱(支柱・支線)1本/年1,900円 ・電話柱1本/年1,100円 等	蒲原町道について、電力柱・電話柱・架空線・地下埋設管・看板設置・建築工事前仮囲い等の占用使用許可、工事施工承認工事の指導監督、道路上放置物件の排除、地下埋設物の調整等 占用料 ・電柱(支柱・支線)1本/年570円 ・電話柱1本/年210円 等	1	蒲原町既存占用許可の占用料について、H20年度までは蒲原町の現行単価を適用して占用料を据置、H21年度から静岡市占用料単価を適用するものとする。(合併初年度であるH18年度以降の新規占用許可に対する占用料については静岡市占用料単価を適用する。)
935	B9053010-002. 河川の占用使用許可	準用河川及び法河川を保全・管理するための占用使用許可 占用料 ・土地占用料(工作物設置)1㎡/年170円 等	準用河川及び普通河川を保全・管理するための占用使用許可 占用料 ・土地占用料(工作物設置)1㎡/年70円 等	1	蒲原町既存占用許可の占用料について、H20年度までは蒲原町の現行単価を適用して占用料を据置、H21年度から静岡市占用料単価を適用するものとする。(合併初年度であるH18年度以降の新規占用許可に対する占用料については静岡市占用料単価を適用する。)